

一般社団法人 金町みらい協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人金町みらい協議会と称することとし、英文ではKanamachi Mirai Association と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都葛飾区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、金町に関わる幅広い世代が希望と生きがいを感じる「活力に満ちたまち」としての金町のみらいにつながるまちづくりの実現を目指す法人税法第2条第9号の2イに定める非営利型法人（非営利徹底型）であり、商店会、町会・自治会、行政機関はもちろん、企業、教育・研究機関等とも連携しながら、賑わいの創出や交流の促進、公共空間等を活用したまちづくり活動を行い、各種災害への備えを充実させるとともに、安心安全でグローバルに開かれた金町の地域としての価値の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、金町駅周辺地区（以下「当地区」という。）において次の事業を行う。

- (1) 当地区の新たな活動及び活動空間の創出
- (2) 当地区の公共空間の管理及び活用
- (3) 当地区のにぎわいの創出
- (4) 当地区の防災に関する活動
- (5) 当地区に関する情報収集及び広報活動
- (6) 当地区に関わる区民への活動支援及び大学等との連携
- (7) 当地区の商店会及び企業団体等の商業活動へのサポート
- (8) 当地区の商店会、町会・自治会、企業・団体等に対する公的支援制度の活用に関するコンサルティング及び必要書類の作成代行
- (9) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当地区の商店会、町会・自治会並びに当地区に事業所を置き、又は土地・建物等の資産を有する法人・事業者及び地権者で、当法人の目的に賛同し、その事業の推進に積極的に関与するために入会した法人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した法人若しくは団体又は個人事業主
- (3) 個人サポーター 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員若しくは個人サポーターとして入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得て、正会員又は賛助会員若しくは個人サポーターとなることができる。ただし、個人サポーターは、第23条第2項に規定する代表理事及び業務執行理事で構成する業務執行理事会における承認事項とする。

(会費)

第8条 当法人の会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多

数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品を返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、

必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(電子提供措置)

第17条 当法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 社員は、当法人の他の社員1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、社員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
ただし、社員総会において議事録署名人が選任された場合は、議長及び選任された議事録署名人が前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規則)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において別に定める。

第4章 役員等

(役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、4名以内を業務執行理事とする。
- 3 前項に定める代表理事をもって会長とし、業務執行理事をもって副会長とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び理事会において別に定める職務権限規程により、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、当法人の業務を分担執行する。
- 3 理事会において決議した事項については、社員総会において報告する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(特別顧問)

第30条 当法人に特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、当地区の居住者で構成される町会・自治会及び当地区で店舗等を営業する事業者が加入する商店会から選出された者について、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 3 特別顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

(オブザーバー)

第31条 当法人にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは、公共オブザーバー又は一般オブザーバーとし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 公共オブザーバーは、地方公共団体とし、当法人の各種会議等に出席し、当法人の活動全般について包括的な助言を行うものとする。

- 3 一般オブザーバーは、当法人の目的に賛同する法人又は団体若しくは個人事業主とし、当法人の各種会議等に参加し、その専門分野に関し必要な助言を行う。

(相談役)

第32条 当法人に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、当地区内の居住者又は当地区外のスペシャリストであつて、まちづくりに欠くことのできない知識経験を有する者とし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 相談役の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 4 相談役が会員であるときは、当該会員の会費を免除する。

(取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第34条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第37条 通常理事会は、毎年定期に年2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第101条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号及び第5号の場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、代表理事及び業務執行理事の職務執行状況に関する一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免については、理事会の承認を要する。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(財産)

第46条 当法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第47条 当法人の財産については、理事会の承認を得て、会長が別に定める方法により、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

(剰余金の不分配)

第50条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第52条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法

令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第54条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第55条 (省略)

(設立時社員の名称及び住所)

第56条 (省略)

(法令の準拠)

第57条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。